

行政連絡会の協議状況について

1 概要

令和 6 年度末での高速船運航休止の方向性が決定し、令和 6 年 4 月以降、中国運輸局、広島県及び関係市町で構成する行政連絡会において、大崎上島町公共交通連携協議会での議論の経緯等の情報共有をはじめ、高速船運航休止に伴う明石小長フェリー航路のサービス基準（運航回数）について、協議・調整を進めている。

2 行政連絡会の構成機関

名称	位置付け
国土交通省中国運輸局海事振興部旅客課	海上運送法所管官庁
広島県地域政策局公共交通政策課	地域間調整
呉市都市部交通政策課	関係市町
竹原市企画部企画政策課	
大崎上島町企画課	

3 協議内容

指定区間「79 大長明石」のサービス基準（運航回数）

(1) 指定区間

「指定区間」について、海上運送法（以下「法」という。）では、船舶以外には交通機関がない区間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である区間であって、当該区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送が確保されるべき区間について、関係都道府県知事の意見を聴いて国土交通大臣が「指定区間」として指定している。

(2) 海上運送法第 4 条第 6 号の審査基準

「指定区間」に係る一般旅客定期航路事業の許可及び当該航路に係る船舶運航計画等の変更にあたっては、法第 4 条第 1 号から第 5 号のほか、第 6 号の「当該指定区間に係る船舶運航計画が、当該指定区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送を確保するために適切なものであること」の基準に適合することが必要とされている。この法第 4 条第 6 号に係る審査の具体的基準として各「指定区間」毎に「サービス基準」が設定されている。

なお、当該基準は離島住民の生活に必要な輸送を確保する観点から、最低限維持すべき輸送サービスの水準を定めるものとなっている。

(3) 高速船の運航休止にあたり影響を受ける指定区間等

ア 指定区間

番号	指定区間	
	名 称	区 間
79	大長明石	御手洗港大長地区、小長地区又は御手洗地区と沖浦漁港明石地区との間

イ サービス基準

サービス基準	
運航日程	運航回数
毎日	12 往復

ウ 運航回数

現行の認可運航回数			高速船休止後の運航回数	
旅客 16 往復	<u>16 往復</u>	⇒	旅客 10 往復	<u>10 往復</u>
車両 10 往復	(フェリー10+高速船6)		車両 10 往復	(フェリー10)

サービス基準（12 往復）を下回ることになる

4 協議の状況

- 当該航路の現在の認可運航回数は 16 往復であるが、高速船が運航休止になれば 10 往復のみとなり、サービス基準（12 往復）を満たさなくなる（2 往復足りない）。
よって、「基準を満たすようフェリーの便数を 2 往復増便」または「サービス基準の引き下げ」のいずれかの対応が必要となる。
- サービス基準については、公共交通は地域住民を支える重要なインフラという観点から、関係市町間の合意形成及び運航事業者からの意見聴取を踏まえた上で、パブリックコメントの実施等の所定の手続に従って中国運輸局が決定する。
- なお、本町としては、大崎上島～大崎下島間の交流を維持することで地域の衰退を防ぐため、12 往復の維持を望んでいる。

5 今後の対応

引き続き、関係機関との早期合意形成に向けた協議を進めていく。